



在留審査

～入国管理局で行う在留手続～

日本に在留する外国人が、引き続き在留を希望する場合には、在留資格の変更や更新等の許可を入管で受けなければなりません。

問い合わせ先
入国管理局
新潟出張所
TEL.025-275-4735
入国管理局
長野出張所
TEL.026-232-3317

在留資格認定証明書
(例)「結婚したので、海外から配偶者を呼び寄せたいのですが…」
— 在留資格認定証明書を交付申請してください。

在留資格の取得
(例)「外国人夫婦の私たちに日本で子どもが生まれました」
— 在留資格取得の申請をしてください。

在留期間の更新
(例)「日本人の妻ですが、もうすぐ在留期限が来るので延長したいのです」
— 在留期間更新の申請をしてください。

資格外活動許可
(例)「留学生ですが、アルバイトをしてもいいですか?」
— 資格外活動許可の申請をしてください。

再入国許可
(例)「時々母国に帰ることがあるのですが…」
— 再入国許可を受けてください。

永住許可
(例)「日本に住んでかなりの年数になりました。このまま日本人の配偶者や子どもと永住したいと思います」
— 永住許可の申請をしてください。

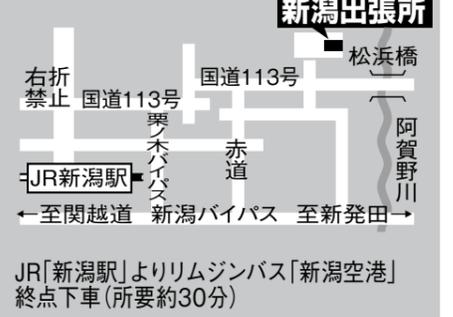
在留資格の変更
(例)「日本の大学を卒業し、日本人と結婚することになりました」
— 在留資格変更の申請をしてください。

就労資格証明書
(例)「就職しようとする会社から働いてもよいという証明書を提出するように言われました」
— 就労資格証明書の申請をしてください。



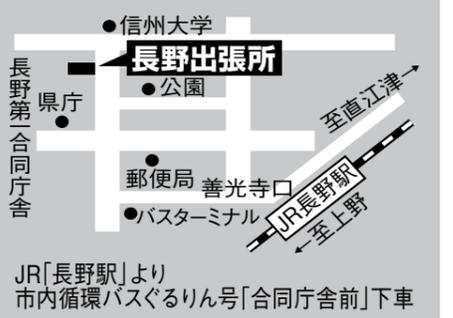
新潟出張所

〒950-0001
新潟県新潟市東区松浜町3710
新潟空港ターミナルビル内
TEL.025-275-4735



長野出張所

〒380-0846
長野県長野市旭町1108
長野第一合同庁舎(信越通信局)3階
TEL.026-232-3317



在留審査

～在入国管理局办理在留手続～

在日本居住の外国人が、引き続き在日本に在留を希望する場合には、在留資格の変更や更新等の許可を在入管で受けなければなりません。

咨询处
入国管理局
新潟办事处
TEL.025-275-4735
入国管理局
長野办事处
TEL.026-232-3317

在留資格認定証明書
(例)「已经结婚了,想把住在国外的配偶接来一起住……」
— 请申请在留资格认定书。

在留資格の取得
(例)「身为外国人夫妇的我们,在日本生了孩子」
— 请申请在留资格取得。

在留期限の更新
(例)「日本人の妻子,在留期限就要到了想延长。」
— 请申请在留期限更新。

資格外活動許可
(例)「留学生可以打工吗?」
— 请申请资格外活動許可。

再入国許可
(例)「由于经常回国……」
— 请申请再入国許可。

永住許可
(例)「在日本居住了数年,希望就此与日本人配偶和孩子在日本永住。」
— 请申请永住許可。

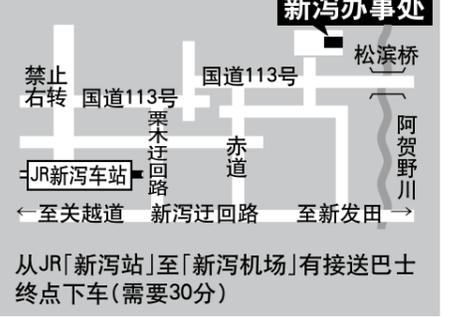
在留資格の変更
(例)「日本大学毕业之后,与日本人结婚」
— 请申请在留資格変更。

就業資格証明書
(例)「准备就职的公司让我提交可以就业的证明书」
— 请申请就業資格証明書。



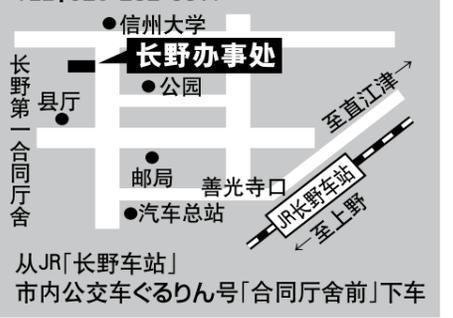
新潟办事处

〒950-0001
新潟県新潟市東区松浜町3710
新潟机场ターミナル大厦内
TEL.025-275-4735



長野办事处

〒380-0846
長野県長野市旭町1108
長野第一合同庁舎(信越通信局)3楼
TEL.026-232-3317



在留審査 在留審査	登記証明 登録証明	保育学校 保育学校	母子健康 親子の健康	育児支援 子育て支援	看护保险 介護保険	医疗保险 医療保険	养老金制度 年金制度	生活 生活	税金 税金	日本の常識篇 日本の常識集	糸魚川市内的的医疗机构 糸魚川市内的的医療機関	地图 地図
--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	--------------	--------------	---------------	----------	----------	------------------	----------------------------	----------